

年 発 0 3 2 8 第 2 号  
平 成 3 0 年 3 月 2 8 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長  
( 公 印 省 略 )

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第73号）が本日公布されたので通知する。

本政令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 第1 政令の内容

#### 1 厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）の一部改正

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「持続可能性向上法」という。）第3条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第43条の4の規定により、調整期間における再評価率は、原則として、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を考慮した算出率を基準として改定されることに伴い、調整期間における厚生年金保険法附則第11条第1項に規定する支給停止調整開始額も、原則として、算出率を基準として改定するものとする。 （第6条の7関係）

#### 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）の一部改正

持続可能性向上法第3条の規定による改正後の厚生年金保険法第43条の5の規定により、調整期間における基準年度以後再評価率は、原則として、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を考慮した基準年度以後算出率を基準として改定されることに伴い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第97条による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第13条の2第1項又は平成24年一元化法附則第46条第1項に規定する追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の控除調整下限額も、調整期間においては、原則として、基準年度以後算出率を基準として改定するものとするものとする。こと。（第55条及び第120条関係）

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）の一部改正

平成24年一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第101条による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項又は平成24年一元化法附則第72条第1項に規定する追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の控除調整下限額について、2に準じた改正を行うものとする。こと。（第54条及び第122条関係）

## 第2 施行期日

この政令は、平成30年4月1日から施行するものとする。こと。

年 発 0 3 2 8 第 3 号  
平 成 3 0 年 3 月 2 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
（公印省略）

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第73号）が本日公布されたので通知する。

本政令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

## 記

### 第1 政令の内容

#### 1 厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）の一部改正

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「持続可能性向上法」という。）第3条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第43条の4の規定により、調整期間における再評価率は、原則として、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を考慮した算出率を基準として改定されることに伴い、調整期間における厚生年金保険法附則第11条第1項に規定する支給停止調整開始額も、原則として、算出率を基準として改定するものとする。 （第6条の7関係）

#### 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）の一部改正

持続可能性向上法第3条の規定による改正後の厚生年金保険法第43条の5の規

定により、調整期間における基準年度以後再評価率は、原則として、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を考慮した基準年度以後算出率を基準として改定されることに伴い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第97条による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第13条の2第1項又は平成24年一元化法附則第46条第1項に規定する追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の控除調整下限額も、調整期間においては、原則として、基準年度以後算出率を基準として改定するものとするものとする。こと。（第55条及び第120条関係）

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）の一部改正

平成24年一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第101条による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項又は平成24年一元化法附則第72条第1項に規定する追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の控除調整下限額について、2に準じた改正を行うものとする。こと。（第54条及び第122条関係）

## 第2 施行期日

この政令は、平成30年4月1日から施行するものとする。こと。